

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第119号

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「規定する」の右に「別に定める」を加え、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「規定する」の右に「別に定める」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「規定する」の右に「別に定める」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定に基づき、京都市四条烏丸駐車場に駐車させる複数の自動車に係る月の1日から末日までの間の前項の駐車料金をその翌月の末日までに納入する場合において、別表第3により計算した額が250,000円を超えるときの同項の駐車料金の額は、その計算した額の10分の9に相当する額とする。

第6条第1項本文中「いう。）」の右に「及び同条第2項に規定する駐車料金」を加える。

別表第3 1京都市四条烏丸駐車場の項中

100	1,000
250	2,500

を	100円。ただし、平日(土曜日を除く。)にあつては、30分までごとに100円を加えた額が500円を超えるときは、500円	500	に改める。
	250円。ただし、平日(土曜日を除く。)にあつては、30分までごとに250円を加えた額が2,000円を超えるときは、2,000円	2,000	

別表第4京都市四条烏丸駐車場の項中「平日の午前8時」を「平日の午前7時30分」に改め、同表京都市醍醐駐車場の項中「20,000」を「12,000」に、「15,000」を「12,000」に改め、同表備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 京都市四条烏丸駐車場において、1月につき20枚以上の定期駐車券の交付を受ける者に係る駐車料金は、この表により計算した額の10分の8に相当する額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建設局土木管理部自転車政策課)